

富士山樹空の森10周年記念イベント 催行等業務委託

企画コンペ実施要領

令和3年1月

富士山樹空の森10周年記念イベント実行委員会

◆問合せ先及び書類の提出先◆

御殿場市産業スポーツ部観光交流課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

電話 0550-82-4622

FAX 0550-70-3345

Email kanko@city.gotemba.lg.jp

1 本書の位置付け

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、富士山樹空の森10周年記念イベント実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「富士山樹空の森10周年記念イベント催行等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

2 業務内容

(1) 業務名称及び内容

「富士山樹空の森10周年記念イベント催行等業務」一式 ※詳細は業務仕様書のとおり

- ①企画調整業務
- ②運営管理業務
- ③設営制作業務
- ④広報業務

(2) 履行期間

委託契約締結の日から令和4年3月31日(木)まで

(3) 予算額（上限額）

8,000千円（税抜）

3 参加者の資格に関する事項

参加者は、次に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加資格要件を満たす者とし、代表者を定めたくて参加するものとする。その場合、実行委員会との契約の当事者は当該代表者とする。

【参加資格】

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 静岡県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、実行委員会の要求に応じて即時に実行委員会事務局に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 次の法律の規定による申立てがなされていないこと。
 - ①会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ②民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ③破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て

又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て

④会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て

- (5) 参加申込書を提出する日において法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店・営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (7) 共同提案の構成員に単独で企画提案した参加者が含まれていないこと。

4 企画コンペ参加手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

本業務に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

①質問方法

P5「9 問合せ先及び書類の提出先」（以下、「観光交流課」とする）の電子メール又はFAXにて質問を受け付ける。（様式任意）

質問の際は質問者の組織名、担当者名、連絡先を明記すること。

②受付期間

令和3年2月5日（金）午後5時まで

③回答方法及び期日

質問に対する回答は質問者に直接回答するほか、御殿場市ホームページで公表する。なお、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

(2) 参加申込書等の提出

①提出書類

本企画コンペに参加を希望する者は、下記の書類を観光交流課まで持参又は郵送により提出すること。

ア 【様式1】参加申込書

イ 法人の登記事項証明書

ウ 納税証明書（法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税）

エ 会社概要及び類似業務実績（パンフレット、ホームページの写し可）

②提出期限

令和3年2月12日（金）午後5時必着

③提出先及び提出方法

問合せ先及び書類の提出先へ持参又は郵送により提出

(3) 参加の取り消し

- ①参加申込書に虚偽の記載をした者に対しては、参加制限等の措置を行うことがある。
- ②参加申込書提出後に、当該参加者の参加資格に不備が判明した場合は、参加を取り消すとともに、当該参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

- ③不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加を認めないことがある。

5 企画提案に関する事項

(1) 企画提案書等の提出

参加者は次により関係書類を提出しなければならない。

①提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式任意） 各15部

※企画提案書は別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

イ プレゼンテーション資料 データー式

※企画提案書と同一内容でも可。

②提出期限

令和3年3月5日(金) 午後5時必着

③提出先及び提出方法

ア 観光交流課へ持参又は郵送により提出

イ 観光交流課へメール又はCD-R送付によりデータを提出

④その他

参加者1者につき1提案とし、複数提案は認めない。

(2) 提出書類の取扱い

①参加者が発注者に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

②提出書類は返却しない。

③提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

①民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

②誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

③その他、仕様書で定める事項に反した提案

(4) 企画コンペへの不参加

企画コンペへの参加を取りやめる場合は、令和3年2月5日(金)午後5時までに不参加の旨を観光交流課まで連絡すること。

6 受託予定者の選定方法等に関する事項

(1) 受託予定者の選定方法

①別紙「評価基準表」に基づき、企画コンペ審査を行う。

②企画コンペ審査の際は、企画提案書等に基づき参加者によるプレゼンテーションを実施す

る。ただし、参加者多数の場合は事前に実行委員会による書面審査を行う場合がある。

(2) 企画コンペ（企画提案選考会）の開催

①開催日時

令和3年3月16日(火)※時間は別途通知します。

②開催場所

御殿場市役所東館2階 203会議室

③開催方法等

ア プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

イ プレゼンテーションの時間は、1者当たり40分(説明25分、質疑応答15分)とする。

なお、都合により1者当たりのプレゼンテーション時間を変更することがある。

ウ プレゼンテーションはプロジェクターを用いて実施すること。なお、プレゼンテーションに使用するプロジェクター及び接続ケーブル（RGBケーブル）は実行委員会で用意し、パソコンは参加者が用意するものとする。

(3) 受託予定者の選定

①実行委員会は審査結果を基に第1順位の参加者を受託予定者として選定する。

②複数の参加者の審査結果が同点となった場合は、配点の高い評価項目でより高い評価を受けた提案者を選定する。この方法により選定できない場合は、見積価格の安い提案者を選定する。

③企画コンペの結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。

(4) 企画コンペ参加に要する費用について

全て参加者が負担するものとする。

7 契約に関する事項

審査の結果、選定された参加者を受託予定者とし、当該参加者と委託業務の仕様や価格等について協議の上、所定の手続きを経て随意契約により業務委託契約を締結する。なお、辞退や協議の不調等により業務委託契約の締結に至らない場合は、審査結果により次順位以下となった参加者のうち、評価が上位の参加者から順に新たな受託予定者として協議等を行う。

8 公正な企画コンペの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託予定者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コン

への執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 問合せ先及び書類の提出先

御殿場市産業スポーツ部観光交流課富士山・観光スタッフ

[住 所] 〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地 御殿場市役所東館2階

[電 話] 0550-82-4622 [F A X] 0550-70-3345

[E-MAIL] kanko@city.gotemba.lg.jp

[参考]本企画コンペに係るスケジュール

- | | | |
|------------------|----------|-------------|
| (1) 質問の期限 | 2月 5日(金) | 午後5時 |
| (2) 参加申込書提出期限 | 2月12日(金) | 午後5時 |
| (3) 企画提案書提出期限 | 3月 5日(金) | 午後5時 |
| (4) 企画コンペ | 3月16日(火) | ※時間は別途通知する。 |
| (5) 企画コンペ結果通知 | 3月中旬 | |
| (6) 委託契約締結、初回打合せ | 3月下旬 | |